

第2次安城市環境基本計画改定版(案)パブリックコメント意見募集結果

1 意見募集の概要

- (1)意見募集期間 令和7年12月15日(月)～令和8年1月15日(木)
- (2)閲覧場所 環境都市推進課、エコきち(柿田公園管理事務所内)、清掃事業所、市民交流センター、へきしんギャラクシープラザ、各地区公民館、図書情報館(アンフォーレ本館内)、青少年の家、東祥アリーナ安城、あんぱ〜く、教育センター、社会福祉会館、市公式ウェブサイト
- (3)周知の方法 広報あんじょう(12月号)、市公式ウェブサイト、市LINE公式アカウント、図書情報館コラボ展示
- (4)意見を提出できる方 ①市内に在住・在勤・在学している ②市内に事業所などを有する ③市内で活動している ①～③いずれかに該当する方
- (5)意見提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、FAX、電子メール、あいち電子申請・届け出システムで環境都市推進課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1)提出人数及び方法 4名(持参1名、FAX1名、あいち電子申請・届出システム2名)
- (2)意見件数 16件
- (3)結果閲覧期間 令和8年3月1日(日)～令和8年3月31日(火)
- (4)閲覧場所 環境都市推進課、エコきち(柿田公園管理事務所内)、清掃事業所、市民交流センター、へきしんギャラクシープラザ、各地区公民館、図書情報館(アンフォーレ本館内)、青少年の家、東祥アリーナ安城、あんぱ〜く、教育センター、社会福祉会館、市公式ウェブサイト
- (5)公表の方法 広報あんじょう(3月号)、市公式ウェブサイト

3 提出された意見及び市の考え方について

【意見区分】

- | | |
|------------------------|-------|
| A:ご意見を受けて加筆・修正したもの | 2 (件) |
| B:ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの | 0 (件) |
| C:現行案とおりのしたもの | 6 (件) |
| D:案に関連する質問など | 8 (件) |

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
1	P15-16 下から1行目 (1)現状 愛知県唯一の天然湖沼である油ヶ淵では、湖沼の水質の目安となる化学的酸素要求量(COD)が、環境基準を満たしていない状態が続いています。油ヶ淵は、汚れが底に溜まりやすい形状であり、流入する汚れは、家庭からの排水などが主な原因です。	現在、地域の多くの家庭ではすでに下水道や合併処理浄化槽を利用している。既に下水道整備や浄化槽の普及が進んでいるにもかかわらず、CODが改善しないのはなぜなのか。今後、どの程度の追加対策が必要と見込んでいるのか。また、家庭排水以外に想定される要因がある場合は、その内容と対策方針はあるのか？	油ヶ淵の水質は、長期的には改善傾向にあります。 油ヶ淵の特性として、河川と比較すると水の流れがゆるやかであることや湖の中に水がとどまりやすいことでもありますので長期に渡って水質の状況を把握したうえで、対策を検討する必要があると考えています。 家庭排水以外では、農業による代かきなどが影響をしているものと考えられますので、愛知県や周辺市と連携して、代かきを行わない稲作の普及を促進するなど油ヶ淵の水質汚濁防止に向けた取組を行ってまいります。	-	D
2	P20 5行目 グリーン調達やフロン・代替フロンの抑制は、実行度が低くなっています。	グリーン調達やフロン・代替フロンの抑制は実行度が低くなっているとあるが、原因を調査したり、対策を講じる必要はないのか？	グリーン調達やフロン・代替フロンの使用抑制を含め、事業者に対する環境意識啓発を検討してまいります。	-	D
3	P22 ①きれいな空気を保つ 【市民・事業者に期待される取組】 事業者(最後の○):環境保全協定を締結するなど、地域の環境保全に積極的に取り組む	現在何社と協定を締結しているのか？また、計画期間中の目標値はあるのか？	現在、49事業所と環境保全協定を締結しています。 計画期間中の目標値はありませんが、新たに市内に進出する事業所などへは、環境保全協定の締結を勧奨しております。	-	D
4	P23 ②水環境を良くする 【市民・事業者に期待される取組】 事業者(3つ目の○):水質汚濁発生施設のある事業所では、設備を適正に管理し、水質汚濁を防止します。	事業者の自己管理だけに依存する仕組みでは、実際の水質汚濁リスクを十分に把握できない可能性がある。そのため、水質汚濁の可能性のある施設の周辺においては、行政による定期的な水質検査を実施することが不可欠である。第三者的な監視を行うことで、異常の早期発見や未然防止につながり、市民の安心にも寄与する。水質保全を確実に進めるためには、事業者の管理努力とあわせて、公的なモニタリング体制の強化が必要不可欠である。にもかかわらず、こうした取組みが計画に明確に位置づけられていないのは問題であり、行政として公的監視をどのように組み込むのか、方針を示すべきではないか。	水質汚濁防止法に基づく事務を所管する愛知県により、工場又は事業場に対して、異常の早期発見及び未然防止のための検査や河川、湖沼といった公共用水域における水質汚濁の状況を把握するための水質調査を実施しております。 本市といたしましては、県と連携し、水質汚濁の防止に取り組んでまいります。	左記の市の考え方に基づき、従前のままとさせていただきます。	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
5	P31 ②樹木、草花を生み出す都市公園や街路樹など公共施設の緑化を推進するだけでなく(上から3行目)	現状、安城市の中心市街地には十分な緑が確保されているとは言えない。実際には、落ち葉処理などに関する苦情が多く、市民の間には「緑が少ないのに、管理も行き届いていない」という不満が根強く存在していると考え。緑化を進めるのであれば、単に樹木を植えるだけでなく、樹木の適切な維持管理や道路清掃に必要な予算を確保することが不可欠だ。管理体制が不十分なまま緑化を進めれば、市民の不満はむしろ増え、街の魅力向上にはつながらない。したがって、行政の取組として樹木管理費や道路清掃費の増額を行い、安心して歩ける・歩きたくなる街づくりを進めるべきではないか。緑化と維持管理を一体で考えることこそ、自然の恵みを感じられる場となり、生活の豊かさや心地よさを実感できる景観を形成できるのではないか。	「安城市緑の基本計画」内の取組に「都市公園における緑の質の向上」や「街路樹などによる緑の質の向上」がありますことから、本市としましては、単に緑化を推進するだけでなく、市民との協働による適切な維持管理などによって質の向上に努める必要性があると感じております。	「都市公園や街路樹など公共施設の緑化を推進するだけでなく」の後に、「質の向上に努め」を追加します。また、行政の取組の「公共施設、民有地の緑化を推進します。」を「公共施設の緑化、適切な管理に取り組みます。」及び「民有地の緑化を推進します。」に修正します。	A
6	P39 ①ごみの発生を抑制する【行政の取組】(一つ目の○)食品ロスや生ごみの削減を促進します。	生ごみを回収し、たい肥として再利用する取組は、資源循環の促進やごみ減量に大きく寄与する有効な施策だと考える。特に、たい肥を地域で活用できれば、環境負荷の低減だけでなく、市民の参加意識を高める効果も期待できる。アグリライフ支援センターなどを活用したモデル地区を設け、収集方法・たい肥化の工程・活用方法を検証してはどうか。モデル地区での成果や課題を踏まえ、段階的に拡大することで、無理のない持続可能な仕組みづくりが可能になると考える。	生ごみのたい肥化や活用については、資源循環の促進やごみ減量に寄与する有効な取組であると認識しております。そのため、生ごみ処理機器の購入補助を実施するとともに、乾燥式生ごみ処理機で生成された乾燥生ごみを消耗品と交換し、交換で受け取った乾燥生ごみは粉碎してたい肥用として配布しております。生ごみの分別収集はコスト増加等の課題が多いため現在のところ考えておりませんが、いただいたご意見を今後の施策検討の参考とさせていただきます。	-	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
7	P49 ①省エネルギーに取り組む【行政の取組】(四つ目の○)公共施設の省エネルギー化を推進します	<p>残業時の電力使用量を削減するためには、設備更新だけでなく、日々の運用方法を見直すことも重要。現在は各課がそれぞれのフロアで残業を行うため、照明・空調などの稼働範囲が広くなり、結果として無駄な電力消費が発生しているのではないかと。残業を行う際には、部署ごとに分散して作業するのではなく、庁内の一か所に集約して作業する方式を導入してはどうか。これにより、照明・空調の稼働範囲を最小限に抑え、効率的な節電が可能になる。また、職員同士の連携や情報共有が促進される副次的効果も期待できる。省エネを進めるのであれば、庁内全体で取り組む節電体制も構築すべき。</p>	<p>残業時における電力使用量の削減については、今後の省エネ施策において重要であると認識しております。いただいたご意見も参考にしながら、有効な方法を検討してまいります。</p>	-	D
8	P51 ③ガソリンなどの使用量を減らすため【行政の取組】(二つ目の○)公共交通や自転車の利用を促進します。(P22①きれいな空気を保つでも同様の取組がある)	<p>きれいな空気を保ち、ガソリンなどの使用量を減らすために公共交通や自転車の利用促進を掲げるのであれば、まずは市民が公共交通を「実際に使える状態」にすることが不可欠である。現在、あんくるバスは人手不足を理由に2時間に1本という運行状況となっており、この頻度では利用したくても利用できない市民が多いのが実情である。通勤で利用できる水準になれば、ガソリン使用量の削減にも大きく寄与するはずである。市民の移動手段を確保し、公共交通の利用を促すためには、あんくるバスが最低でも1時間に1本運行できる体制を整えることが必要である。そのためには、運転手の確保、路線の見直し、運行効率化など、必要な環境整備を計画的に進めることが求められる。公共交通の利便性を高めることは、市民の移動の権利を守るだけでなく、本計画が掲げる環境負荷の低減にも直結する。利用促進を掲げるのであれば、まずは「使える公共交通」を実現することが前提である。</p>	<p>きれいな空気を保ち、ガソリンなどの使用量を減らすためには、移動の際に過度に自家用車に依存せず、公共交通や自転車を利用することが重要です。そのため、これらの利用を促進してまいります。公共交通につきましては、地域の移動に関するニーズを踏まえつつ、引き続き公共交通ネットワークの維持・活性化に努めてまいります。</p>	左記の市の考え方に基づき、従前のままとさせていただきます。	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
9	自然・都市共生の項目の2「指標」における、29ページ下部、多自然川づくりの工事着手前・工事完了後の写真について	<p>工事後の写真では、水域と陸地の分断が大きく、水辺を利用する生物多様性に配慮されておらず、とても多自然とは言えない印象を受ける。</p> <p>今後の計画では、水域から陸上へは、砂や土によるなだらかな水際やせめて水と接する部分は蛇籠等を用いるよう努めていただきたい。</p> <p>イメージとしては、カエルやカメが、水から陸へ上がれるイメージである。</p> <p>水生昆虫の事も考えると、やはり砂や土である事の方が望ましいが災害対策との兼ね合いを併せて、考慮の上、ご判断いただくようお願いする。</p>	<p>多自然川づくりによる河川整備を実施する際には、「多自然川づくり基本指針」や先行事例などを参考に、治水上の安全性を確保しつつも、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための整備を検討してまいります。</p>	-	D
10	26～30ページ、自然・都市共生の項目について	<p>26ページ冒頭にもあるように「農地は農産物の生産だけでなく、生物の生息場所である」という認識に共感すると共にこの安城市、多くの水田で、環境省のレッドデータブックにおける絶滅危惧1B類に指定されているナゴヤダルマガエルが生息している事は把握しているか？</p> <p>愛知県や三重県では、生息数もまだ多く、絶滅危惧2類となつてはいるが日本全土で見れば、絶滅寸前となっている希少なカエルである。私自身も、更生病院付近の水田で、ナゴヤダルマガエルを観察できているが、でんまるしえが建設されたり、新たな土地開発がされたりと、絶滅危惧1B類がいるのに！？と危惧している昨今である。</p> <p>せっかく生き残っている希少なカエルにはきっと、これまでの農法・工法だからこそ生き残れた秘訣があるように思う。</p> <p>新たな生物多様性のための施策も大事ではあるが今、絶滅危惧種が生息している素晴らしい環境の維持を、強く考慮する必要があるのではないかと、意見申し上げる。</p>	<p>本市では、第9次安城市総合計画における土地利用の方針に基づき、計画的な優良農地の保全を図っております。</p> <p>本計画においても優良農地や農地の多面的機能の保全を図り、引き続き生物多様性の維持に努めてまいります。</p>	-	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
11	20ページ図(市民)3項目目設問に関して	<p>飼い猫を家の外へ出していることを可とした問いが誤っており、市民に誤解される。</p> <p>(広報あんじょう9月号29ページに「飼い猫は室内で飼い不妊手術を受けましょう」と記載されている)</p> <p>アンケート結果を正確に伝えられなくなるかもしれないが「猫」を削除する、もしくは「※猫は室内飼いが原則」と入れる。</p> <p>次回市民行動調査を行う際、以下の質問項目を追加し、結果により周知方法、環境学習計画を具体的に検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主のいない猫の数とフン尿等被害を減らしていく取組み「地域猫活動」を行ったことがあるかor知っているか 	<p>猫に関するトラブルを防ぐために、本市でも室内飼いを推奨する記載をしています。が、法や県条例等で飼い猫を家の外に出すことは禁止されておりませんので、アンケートでは「飼っている犬や猫が、家の外でフンをしたときには片付けている」の問いとしております。</p> <p>また、地域猫活動に係る質問項目の追加につきましては、次回調査を行う場合には、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	<p>左記の市の考え方に基づき、従前のままとさせていただきます。</p>	C
12	29ページ	<p>指標の多面的機能の説明がないので、どのような活動のことかわからない。コラムなどで差し込んだ方がいいと思う。</p>	<p>多面的機能とは、農地が持つ食料供給の機能に加え、国土や自然環境を守る役割、洪水・土砂崩れなどの防止、伝統的な文化の継承、人々に安らぎを与える景観の維持などの機能のことです。指標の多面的機能活動対象区域面積率とは、農振農用地の中で多面的機能を保全する活動が行われている区域の割合のことです。</p> <p>ご指摘のとおり、多面的機能の説明を追加いたします。</p>	<p>多面的機能の説明を資料編の用語解説に追加いたします。</p>	A
13	29ページ	<p>上記の多面的機能活動対象面積を指標とするより、農地の面積を指標にした方がわかりやすいと思う。なぜのそのようにしないのか？</p>	<p>自然・都市共生の柱では、まち全体で恵み豊かな自然を感じることが出来る状態を理想としています。この理想の実現には、単に農地の面積を確保するだけではなく、農地が適切に管理され、多面的機能を発揮していることが重要です。</p> <p>そのため、農地の面積よりも、多面的機能活動対象区域面積率の方が、理想の状態を反映する指標としてより適切であると考え、多面的機能活動対象区域面積率を指標としています。</p>	<p>左記の市の考え方に基づき、従前のままとさせていただきます。</p>	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
14	26ページ	都市計画マスタープランとの整合性は図られているか？保全などのワードが多く、まち(都市)づくりの視点がないように思うが、安城市は大きなまちづくりを行っている市であるので、「まちづくりは行っていく中で、このように環境を守りたい、または地球温暖化対策の一環としてこのようにしていきたい」という方針で進めた方がいいと思う。	本計画では、理想とするまちを「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」としています。 都市計画マスタープランにおいても、都市づくりの目標の一つとして、「人と自然が共生する都市づくり」を掲げており、本計画との整合性が図られています。 双方の上位計画である第9次安城市総合計画等に基づきまちづくりを進めるとともに、環境基本計画に掲げる「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」の実現を図ってまいります。	左記の市の考え方に基づき、従前のままとさせていただきます。	C
15	14ページ	SDGsの記載はまだ必要か？安城市生涯学習推進計画のパブコメ案にはSDGsの記載がない。どちらかに記載があり、どちらかに記載がないのはおかしい。行政として、環境基本計画に記載するなら生涯学習計画にも記載すべきだと思うが、どのようにお考えか？	本市は令和4年度に内閣府から「SDGs未来都市」の選定を受け、地方創生SDGsの達成に取り組んでおります。SDGsは2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、環境施策とも密接に関わることから、記載が必要と考えています。 なお、現在策定中の安城市生涯学習推進計画においても、計画案36ページにSDGsの記載をしております。	左記の市の考え方に基づき、従前のままとさせていただきます。	C
16	全般	この改定版の環境基本計画は、改定前と比べデータの置き換え等しかされていないように見えるが、業者に委託しているのか？委託しているとしたら委託金額を教えてください。このレベルなら職員で改定できると思う。	環境基本計画改定においては、最新のデータや令和7年に実施した市民行動調査・事業者取組調査の結果を反映させている他、社会情勢の変化や第9次安城市総合計画等を踏まえ、内容も改定しております。 改定は主に職員が行っておりますが、市民行動調査・事業者取組調査など改定業務の一部を業務委託しており、当初の委託金額は、297万円です。	-	D